

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第一五号)(衆)

一、提案理由(平成一八年三月一六日・衆議院本会議)

石原伸晃君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……………(略)……………

次に、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、保護観察に付された執行猶予者の所在の把握等が十分とは言えない状況及び個々の保護観察に付された執行猶予者にふさわしい処遇をすることが困難な状況を改善するため、保護観察に付された執行猶予者が転居または七日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けなければならないこととするとともに、保護観察所の長は、刑の執行を猶予された者に対して保護観察に付する旨の言い渡しがあったときは、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を個別に定めなければならないこととするものであります。

本案は、去る三月十四日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成一八年三月三十一日)

弘友和夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案は、保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は七日以上の旅行に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、仮釈放の判断基準及び審理の在り方、保護観察官の職務の実情及び専門性と採用・育成策、保護司への支援及び適格者の確保、満期受刑者への対応を含む再犯防止策等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一八年三月三〇日)

(犯罪者予防更生法の一部を改正する法律(平一八法一四)の附帯決議と一括して掲載)

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

